

札幌市西岡福住地区センターの管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と札幌市西岡福住地区センター運営委員会（以下「乙」という。）において令和5年3月10日付けで締結した札幌市西岡福住地区センターの管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第38条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 協定のうち、本書別表1の改定前の欄に示す部分を、令和7年7月1日以降、改定後の欄のように改める。

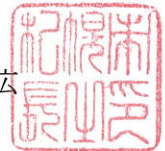
この改定協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和7年3月24日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市豊平区西岡4条9丁目1番17号

札幌市西岡福住地区センター運営委員会

代表者 会長 笹木 彰



別表 1

改定前								改定後							
(管理費用) 第 18 条 甲は、管理業務に係る費用（以下「管理費用」という）として、 金 78,060,000 円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと 4 回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。								(管理費用) 第 18 条 甲は、管理業務に係る費用（以下「管理費用」という）として、 金 <u>74,928,290</u> 円を乙に支払うものとする。 2 前項の管理費用は、次の表のとおり年度ごと 4 回に分割して支払うものとし、各期の支払金額について、乙の請求があった日から起算して 30 日以内に支払うものとする。							
回数	請求 対象 管理 期間	請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）					回数	請求 対象 管理 期間	請求 時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度				令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
1 回目	4 月～ 6 月	7 月	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	1 回目	4 月～ 6 月	7 月	3,903,000	3,903,000	3,903,000	<u>3,618,301</u>	<u>3,618,301</u>
2 回目	7 月～ 9 月	10 月	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	2 回目	7 月～ 9 月	10 月	3,903,000	3,903,000	<u>3,618,300</u>	<u>3,618,298</u>	<u>3,618,298</u>
3 回目	10 月～ 12 月	1 月	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3 回目	10 月～ 12 月	1 月	3,903,000	3,903,000	<u>3,618,300</u>	<u>3,618,298</u>	<u>3,618,298</u>
4 回目	1 月～ 3 月	4 月	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	3,903,000	4 回目	1 月～ 3 月	4 月	3,903,000	3,903,000	<u>3,618,300</u>	<u>3,618,298</u>	<u>3,618,298</u>
(第 3 項から第 6 項まで 省略) (新設)								(第 3 項から第 6 項まで 省略) 7 <u>令和 7 年度から令和 9 年度までの間の各年度につき、乙の利用料金収入の額と管理費用の合計額が次の表に示す当該年度の管理に必要な経</u>							





費の総額を下回る見込みとなったときは、甲は、同表に示す当該年度の補填上限額の範囲内で、第1項及び第2項の規定により乙に支払う管理費用とは別に、その下回ることが見込まれる額を当該管理費用の補填として支払うものとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
管理に必要な経費の総額	二	二	15,612,000	15,612,000	15,612,000
補填上限額	二	二	854,000	1,138,805	1,138,805

8 前項の管理費用の補填の額の算出の基礎となる利用料金収入の額は、当該年度の4月から2月までの利用料金収入の合計額に、当該年度の3月の利用料金収入の見込額として次の各号のうちいずれか小さい額を加えた額とする。

- (1) 当該年度の前3年度間の各年度の3月における利用料金収入の平均額
- (2) 当該年度の前3年度間の各年度における利用料金収入の平均額を12で除した額

9 第7項の管理費用の補填は、補填すべき額が確定した後、乙の請求があった日から起算して30日以内に支払うものとする。